

2023年5月30日

株主各位

楽天銀行株式会社  
代表取締役社長 永井 啓之

## 第24期定時株主総会に関するお知らせ

当行の第24期定時株主総会における「報告事項」及び「決議事項」は下記のとおりです。

なお、第24期定時株主総会につきましては、当該総会において議決権を有する全株主（2023年3月31日時点の株主である楽天グループ株式会社）の同意を取得し、決議を省略することを予定しております。

### 記

株主総会の目的事項

#### 報告事項

1. 第24期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案

##### 取締役5名選任の件

取締役三木谷浩史氏、永井啓之氏、海老沼英次氏、茅野倫生氏及び長門正貢氏の5名は、本定時株主総会終結の時（本株主総会の決議があったものとみなされた時）をもって任期満了となりますので、改めて三木谷浩史氏、永井啓之氏、海老沼英次氏、茅野倫生氏及び長門正貢氏の5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当行株式 の数
1	三木谷 浩史 (1965年3月11日)	1988年4月 株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 1993年5月 ハーバード大学経営大学院修士号取得 1996年2月 株式会社クリムゾングループ (現 合同会社クリムゾングループ) 代表取締役社長 (現 代表社員) (現任) 1997年2月 楽天株式会社 (現楽天グループ株式会社) 設立 代表取締役社長 2001年2月 同社代表取締役会長兼社長 (現任) 2004年3月 同社最高執行役員 (現任) 2006年4月 株式会社クリムゾンフットボールクラブ (現 楽天ヴィッセル神戸株式会社) 代表取締役会長 (現任) 2010年2月 一般社団法人 e ビジネス推進連合会 (現 一般 社団法人新経済連盟) 代表理事 (現任) 2011年10月 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理 事長 (現任) 2012年8月 株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー (現任) 2016年7月 楽天株式会社 (現楽天グループ株式会社) グ ループカンパニーディビジョングループプレジデ ント (現任) 2017年7月 楽天アスピリアンジャパン株式会社 (現 楽天メ ディカル株式会社) 会長 (現任) 2020年2月 AST & Science, LLC Director (現任) 2022年3月 楽天モバイル株式会社代表取締役会長 (現任) 2022年3月 楽天カード株式会社取締役会長 (現任) 2022年4月 当行取締役会長 (現任) 2022年4月 Rakuten Medical, Inc. Vice Chairman of the Board and Co-CEO (現任) 2022年6月 楽天ペイメント株式会社取締役会長 (現任) 2022年7月 楽天インシュアランスホールディングス株式会 社取締役会長 (現任) 2022年10月 楽天証券ホールディングス株式会社取締役会長 (現任)	0株
2	永井 啓之 (1964年10月4日)	1987年4月 株式会社日本興業銀行 (現：株式会社みずほ銀行) 入行 2008年9月 楽天株式会社 (現：楽天グループ株式会社) 入 社 2013年1月 当行 出向 副社長執行役員 2014年6月 当行 代表取締役社長最高執行役員 (現任)	0株

		<p>2014年9月 トランスバリュウ信託株式会社 (現: 楽天信託株式会社) 取締役 (現任)</p> <p>2016年4月 楽天株式会社 (現: 楽天グループ株式会社) 常務執行役員</p> <p>2020年5月 Rakuten International Commercial Bank (Taiwan) 董事 (現任)</p>	
3	海老沼 英次 (1957年7月3日)	<p>1980年4月 株式会社日本興業銀行 (現: 株式会社みずほ銀行) 入行</p> <p>2000年9月 みずほホールディングス株式会社 人事企画部参事役 (出向)</p> <p>2003年4月 株式会社オリンピック 社長室長兼総合企画室 長</p> <p>2008年12月 弁護士登録 (東京弁護士会) 虎ノ門総合法律事務所 入所</p> <p>2013年1月 田辺総合法律事務所 パートナー弁護士 (現任)</p> <p>2014年6月 株式会社ミライト・ホールディングス社外取締 役</p> <p>2016年6月 当行 社外取締役 (現任)</p> <p>2019年3月 シンバイオ製薬株式会社 社外監査役</p> <p>2019年6月 東光電気工事株式会社 社外監査役 (現任)</p> <p>2021年3月 シンバイオ製薬株式会社 社外取締役 (現任)</p>	0株
4	茅野 倫生 (1954年7月22日生)	<p>1977年4月 株式会社三井銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入 行</p> <p>2001年4月 同行情報システム企画部副部長</p> <p>2005年6月 株式会社日本総合研究所銀行システム第一事業 本部長</p> <p>2006年6月 同社執行役員銀行システム第一事業本部長</p> <p>2010年7月 同社常務執行役員第一開発部門長</p> <p>2015年7月 同社取締役専務執行役員開発推進部門・基盤開 発部門担当役員</p> <p>2017年6月 株式会社富山第一銀行シニアアドバイザー</p> <p>2018年6月 当行社外監査役</p> <p>2021年5月 日本年金機構 システムアドバイザー (現任)</p> <p>2021年12月 当行社外取締役 (現任)</p>	0株
5	長門 正貢 (1948年11月18日生)	<p>1972年4月 株式会社日本興業銀行 (現: 株式会社みずほ銀行) 入行</p> <p>2000年6月 同行執行役員 営業第二 (自動車・電機) 部長</p> <p>2001年6月 同行常務執行役員 調査本部長</p> <p>2002年4月 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 (支店営業管 轄)</p> <p>2003年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 米州地域統括</p> <p>2006年6月 富士重工業株式会社 専務執行役員</p> <p>2007年6月 同社取締役 専務執行役員 全海外営業管掌</p> <p>2010年6月 同社代表取締役 副社長</p> <p>2011年6月 シティバンク銀行株式会社 取締役副会長</p> <p>2012年1月 同行取締役会長</p> <p>2015年5月 株式会社ゆうちょ銀行 取締役兼代表執行役社長</p> <p>2015年6月 日本郵政株式会社 取締役</p>	0株

	2016年4月	同社取締役兼代表執行役社長 日本郵便株式会社 取締役 株式会社ゆうちょ銀行 取締役
	2016年6月	株式会社かんぽ生命保険 取締役
	2018年1月	学校法人学習院評議員会評議員（現任）
	2021年1月	マッキンゼー・アンド・カンパニー シニア・アドバイザー（現任）
	2021年2月	Insight Partners シニア・アドバイザー（現任）
	2022年2月	一般社団法人日本工業倶楽部 理事（現任）
	2022年6月	当行社外取締役（現任）

- (注) 1. 海老沼英次氏、茅野倫生氏及び長門正貢氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者の選任理由及びその他特記事項について
- (1) 海老沼英次氏は、弁護士として専門的な知識・経験を有しているほか、みずほホールディングス株式会社人事企画部参事役及び株式会社オリンピック社長室長兼総合企画室長等として培った豊富な経験と見識を有しており、当該知識・経験に基づいた客観的観点からの助言等を期待できるほか、当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 茅野倫生氏は、株式会社三井住友銀行情報システム企画部副部長及び株式会社日本総合研究所取締役専務執行役員等並びに当行社外監査役として培った豊富な経験と見識を有しており、かかる経験と見識を当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 長門正貢氏は、株式会社ゆうちょ銀行・日本郵政株式会社において取締役兼代表執行役社長を務めるなど要職を歴任し、企業経営者として培った豊富な経験と見識を有しており、かかる経験と見識を当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 取締役との責任限定契約について  
当行は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。  
非業務執行取締役候補者である三木谷浩史氏は、現在当行の非業務執行取締役であり、また、社外取締役候補者である海老沼英次氏、茅野倫生氏及び長門正貢氏は、現在当行の社外取締役であります。当行は既に各氏との間で責任限定契約を締結しており、各氏が取締役に就任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。  
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 取締役との補償契約について  
当行は取締役との間で、会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する同項第 1 号の費用及び同項第 2 号の損失を法令の定める範囲内において当行が補償することを内容とする補償契約を締結することにしております。当行は取締役候補者である三木谷浩史氏、永井啓之氏、海老沼英次氏、茅野倫生氏及び長門正貢氏との間で既に補償契約を締結しており、同氏らが取締役に就任された場合、当該補償契約を継続する予定であります。
5. 取締役との役員等賠償責任保険契約について  
当行は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
現在当行の社外取締役である社外取締役候補者が社外取締役に就任してから本定時株主総会

終結の時までの就任年数は、次のとおりです。

氏名	就任年月日	就任年数
海老沼 英次	2016年 6月 29日	約 7年
茅野 倫生	2021年 12月 27日	約 1.5年
長門 正貢	2022年 6月 27日	約 1年

7. 海老沼英次氏、茅野倫生氏及び長門正貢氏の3氏の再任をご承認いただいた場合、当行は、3氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。

## 第2号議案

### 監査役1名選任の件

監査役梶本繁昌氏は、本定時株主総会終結の時（本株主総会の決議があったものとみなされた時）をもって辞任いたしますので、改めて三村亨氏の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当行株式 の数
1	三村 亨 (1955年12月26日生)	1979年 4月 大蔵省入省 2010年 7月 金融庁総務企画局審議官、公認会計士・監査 審査会事務局長 2011年 7月 財務省近畿財務局長 2012年 1月 防衛省大臣官房審議官 2012年 9月 同省人事教育局長 2013年 7月 同省防衛研究所長 2014年 7月 同省経理装備局長 2015年 10月 同省防衛審議官 2016年 9月 損保ジャパン日本興亜総合研究所株式会社 (現: SOMPO インスティテュート・プラス株式会 社) 理事長 2018年 3月 弁護士登録(東京弁護士会) 芝綜合法律事務所 オブ・カウンセラー弁護士 (現任) 2019年 3月 日本たばこ産業株式会社常勤社外監査役	0株

(注) 1. 三村亨氏は、社外監査役候補者であります。

2. 社外監査役候補者の選任理由について

三村亨氏は、長年に亘る各省庁における幅広い領域での要職及び研究所理事長等として、金融、グローバルなリスクマネジメント、企業法務等の豊富な経験と見識を有しており、かかる経験と見識を当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. 監査役との責任限定契約について

当行は監査役が期待される役割をより適切に行えるよう、監査役との間で、当行への損害賠

償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

監査役候補者である三村亨氏につきましては、監査役に就任された後、当行との間で責任限定契約を締結する予定であります。

締結予定の責任限定契約の概要は次のとおりであります。

- ① 監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 監査役との補償契約について

当行は監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当行が補償することを内容とする補償契約を締結することにしています。監査役候補者である三村亨氏が監査役に就任した後、同氏との間で補償契約を締結する予定であります。

5. 監査役との役員等賠償責任保険契約について

当行は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、監査役候補者である三村亨氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

6. 三村亨氏の選任をご承認いただいた場合、当行は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。

以 上

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行、連結子会社23社及び非連結子会社4社で構成されています。連結子会社は、信託業法に基づく信託会社である楽天信託株式会社(以下、「楽天信託」といいます。)、特定子会社である楽天国際商業銀行股份有限公司、一般社団法人スーパートラストホールディングス及び「資産の流動化に関する法律」に基づく特定目的会社であるスーパートラスト1乃至20、非連結子会社は、楽天バンクドメインサービス株式会社及びトランスバリュードメインサービス株式会社等があります。当行は、銀行法第4条第1項に定める銀行業免許に基づき、銀行業務(銀行法第10条の規定により営む業務をいいます。)を営んでいます。当行は、インターネットを経由して何時でも何処でも安価にアクセスできる決済サービスとそれに付随する金融サービスを主として提供するインターネット銀行として、2001年7月に開業しました。また、当行は、銀行法第11条及び金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録を受け、有価証券関連業務及び登録金融機関業務(金融商品取引法第33条の2の登録に係る業務をいいます。)を、割賦販売法第35条の3の23の規定に基づく登録を受け、個別信用購入あっせん業務を、資金決済法に基づく前払式支払手段第三者型発行者の登録をし、前払式支払手段の発行及び管理を行っています。加えて、2018年8月には信託業法第67条第1項の規定に基づき、楽天信託を所屬信託会社として、信託契約代理店登録、2019年2月には、銀行法第52条の61の2の規定に基づく電子決済等代行業者登録、2019年6月に割賦販売法第35条の17の2の規定に基づくクレジットカード番号等取扱契約締結業登録を行いました。

当行グループでは、インターネットを通じた決済・貸出・預金といった銀行が提供するサービスに軸を置きつつ、関連する各種業務を密接に結び付けながら、収益を生み出す事業を展開しています。

当行グループの各業務の内容は次のとおりです。

イ. 銀行業務

当行グループは、先進的な情報通信技術を活用した24時間365日稼働可能なシステムを用いて、顧客がPC又はスマートフォン等から利用できる銀行サービスを提供しています。振込や口座振替に加えて、楽天銀行アプリで払込票のバーコードを読み込むだけで商品・サービスの代金や公金の支払いが完了する「楽天銀行コンビニ支払サービス(アプリで払込票支払)」、当行口座から携帯電話料金や一部の公共料金・税金等の支払いを可能とするマルチペイメントネットワークに接続するサービス、当行口座にて年金や国家公務員の給与等の国庫金の受取、社会保険料及び源泉所得税、法人税、関税等の国税といった歳入金納付、海外送金等、利便性の高いサービスを時間や場所を問わずインターネットを通じて提供しています。

また、キャッシュレス決済の手段として、デビットカードに加え、楽天カード株式会社(以下、「楽天カード」といいます。)等との提携によるクレジット機能付キャッシュカードの発行及び管理業務を行っています。

法人顧客向けにも、インターネット上でのデータ交換を通じ大量の取引依頼を可能とする一括送金機能、大量の振込入金照合業務を簡便化する仮想入金口座サービス等、インターネット銀行ならではの、利便性の高い様々なサービスを提供しています。また、法人顧客向けにはインターネットマーケティングと対面アプローチのハイブリッドの営業手法を採っており、顧客ニーズの詳細なヒアリングに基づき最適な決済サービス等を提案することに加え、ビジネスローンの提供を行っています。

インターネット上でのセキュリティにも十分配慮しており、最大SSL256bitの暗号化技術はもとより、登録したIPアドレス以外からの取引を制限する「IP制限サービス」、インターネットバンキングの被害の補償、通常銀行が一方的に付与する口座番号等のログインIDを顧客が自ら設定することができるログイン方法の導入、初めてのご利用環境から振込等のサービスを利用する場合にお手続き毎に変わるパスワード(ワンタイムキー)を事前に登録したメールアドレスで受け取って認証を行うワンタイム認証、スマートフォンへの登録済の指紋等によるログイン認証等により、顧客が安心して利用できる環境を提供しています。

預金については、個人顧客に普通預金、定期預金、外貨普通預金、外貨定期預金を、法人顧客に普通預金、定期預金、外貨普通預金を、それぞれ提供しています。普通預金については、決済のための資金という位置付けのもと、一定量の預け入れを促し、当行口座が生活のメイン口座となることを目指す戦略を取っています。また、定期預金については、顧客の資金運用に関する多様なニーズにお応えするため、新型定期預金(仕組預金)や外貨定期預金といった特色のある商品を提供しています。

当行グループの資産運用については、インターネット上での定期預金の解約及び他の金融機関への送金又は振込が、時間と場所を選ばずに迅速かつ容易に行える当行の預金の特性を踏まえ、流動性に十分配慮した運用を行っています。また、市場の変動に影響を受けにくい安定した運用を行うために、楽天カードのクレジット債権等を裏付資産とした信託受益権、カードローン、住宅ローン、教育ローン、不動産担保ローン、投資用マンションローン等の個人向け与信の残高を増加させています。

運用調達全般について、ALM(資産負債総合管理)の観点から、金利感応度、資金流動性、市場流動性等のリスクマネジメントに十分留意した運営を行っています。個別の投資に際しても、リスクに見合った収益が期待できるか、各種リスク分散を適切に図ることができるか等を入念に検討し、運用資産ポートフォリオの構築を行っています。また、機動的なALM運営を企図して、上記の楽天カードのクレジット債権の信託受益権を裏付資産とする短期社債の購入、及び住宅ローンを裏付資産とした信託受益権を組成し、それぞれ日本銀行の差入担保としての適格を取得しています。

楽天証券株式会社(以下、「楽天証券」といいます。)とは金融商品仲介業にかかる業務提携を行い、当行ウェブサイト上で楽天証券の証券取引口座開設や同社が取り扱う金融商品の仲介を実施しており、手数料収益の拡大を図っています。更に、当行は楽天証券のシステムを利用した店頭外国為替証拠金取引「新・楽天銀行FX」を提供しています。

また、個人顧客を中心とする当行グループの顧客基盤を生かし、当行ウェブサイト及びメールマガジン等への広告掲載による広告業を行っています。

ロ. その他の業務

(イ) 前払式支払手段の発行及び管理業務

資金決済法第7条に規定する第三者型前払式支払手段の発行にかかる登録を行い、プリペイドカードの発行及び管理業務を行っています。

(ロ) 信託契約代理業務

信託業法第67条第1項の規定に基づき、楽天信託を所属信託会社として信託契約代理店登録を行い、信託契約代理業務を行っています。

(ハ) 電子決済等代行業務

銀行法第52条の61の2の規定に基づく電子決済等代行業者登録を行い、当行のインターネットバンキングシステム、オペレーション能力を他の銀行等に提供するオープンプラットフォーム戦略の一環で、電子決済等代行業務を行っています。

(ニ) 個別信用購入あっせん業務

割賦販売法第35条の3の23の規定に基づく個別信用購入あっせん業者登録を行い、教育ローン及びオートローンの個別信用購入あっせん業務を行っています。

(ホ) クレジットカード番号等取扱契約締結業務

割賦販売法第35条の17の2の規程に基づくクレジットカード番号等取扱契約締結業務登録を行い、中国、韓国、シンガポール等アジア各国で使用されているスマートフォン決済サービスを日本国内の店舗で利用可能にする、クレジットカード番号等取扱契約締結業務を行っています。

(ヘ) 信託業務

当行の完全子会社である楽天信託は、銀行法第16条の2第1項第6号に規定される信託専門会社に該当します。楽天信託は証券化・流動化に関する信託業務を行っています。

(ト) ドメイン管理業務

当行の完全子会社である楽天バンクドメインサービス株式会社及びトランスバリュードメインサービス株式会社はドメイン管理業務を行っています。

当行グループのITシステムが、上記の各業務を支えています。当行のシステムは、金融サービスを掌るフロントシステム、各種取引データを取り込んで財務諸表を作成するバックシステム、ウェブ上における口座開設や口座情報の照会、コールセンターの問合せ履歴等を管理するシステム、ATM・全国銀行データ通信システム・提携先と接続する各種ゲートウェイシステム等から構成されています。各システムは、UNIXサーバを採用し、各サービスについてはJavaで自社開発したWebアプリケーションにより実現していることから、高い自由度と拡張性を有します。また、災害・障害時に備えてネットワーク・ハード機器の二重化や、顧客データの隔地保管等を行っていることに加えて、バックアップセンターを設置し、2拠点のデータを同期させることで被災時のリスクを軽減しています。これらにより24時間365日稼働のシステムを構築しています。

## ② 金融経済環境

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい行動規制が緩和される中で、回復基調にありましたが、一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格の上昇、原材料価格の高騰、インフレ率の高止まり、欧米を中心とする金融引締め等の影響により、景気減速の懸念も生じました。また、2023年3月には、米国の複数の銀行が破綻したことに伴い米欧の金融システムへの警戒感が高まりましたが、米欧金融当局等の迅速な対応により金融不安の拡大が短期的には回避されました。

日本経済においては、一部に弱さがみられるものの、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種や各種政策等の効果により、個人消費や設備投資が回復するなど、持ち直しの動きが見られました。新型コロナウイルス感染症への対応の中で、個人の生活や法人の企業活動のデジタルシフトが進展し始めており、オンラインバンキングサービスを提供する当行グループに期待される社会的役割は一層増していると認識しています。

## ③ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

こうした金融経済環境下で当行グループは、銀行サービスが重要な社会インフラであるという認識のもと、内部管理態勢の高度化を図るとともに、信頼性が高く安定的な銀行サービスのインフラを提供してまいりました。また、マーケティングの精度改善、新サービスの導入によるサービス利便性の向上、資金運用力の強化等を図り、従来にも増して成長性と収益性の向上を重視した経営に取り組んでまいりました。

具体的には、個人顧客の生活口座化を強力に推進し、非金利収益の増加を図るとともに、個人顧客当たりの収益性の引き上げに取り組まれました。斯かる戦略の下、従来、オンラインバンクが利便性で劣ると言われてきた公金、公共料金等の支払いにおいて、顧客利便性の改善を図りました。まず、口座振替とペイジーによる支払いサービスにおいて、愛知県、調布市、三鷹市、立川市、国分寺市の公金の取扱いを開始したことに加え、浜松市公金の口座振替サービスやウェルネット株式会社のペイジーによる支払いに対応しました。また、「楽天銀行コンビニ支払サービス(アプリで払込票支払)」において、三菱UFJファクター株式会社、北海道電力株式会社、東京都との提携を開始するとともに、株式会社NTTデータの「公金決済プラットフォーム」との接続も開始し、払込票での支払可能先を拡大しました。

事業規模については、口座数が順調に増加しました。2022年9月には1,300万口座を突破し、2023年3月末に1,373万口座に増加しました。単体預金残高も2022年6月末に8兆円を、2023年3月には9兆円を突破し、2023年



3月末に9兆1,298億円に拡大しました。

#### (事業の成果)

以上の施策の結果、当該連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度末における資産については、貸出金が、投資用マンションローン、住宅ローン、及び提携ローン等の堅調な増加により、前連結会計年度末比8,366億95百万円増(同28.4%増)の3兆7,805億87百万円、買入金銭債権が楽天カード株式会社のクレジットカード債権等を裏付資産とする信託受益権等の購入等により、前連結会計年度末比4,225億24百万円増(同25.1%増)の2兆1,030億59百万円、有価証券が国債等の購入により、前連結会計年度末比2,023億68百万円増(同35.0%増)の7,803億73百万円となりました。この結果、資産の部の合計額は前連結会計年度末比2兆988億18百万円(同22.1%)増加し、11兆5,895億8百万円となりました。

負債については、普通預金が、口座数の増加や個人顧客の生活口座化の進展により、前連結会計年度末比1兆511億48百万円増(同14.8%増)の8兆1,266億48百万円、定期預金が前連結会計年度末比3,506億28百万円増(同84.6%増)の7,648億54百万円、外貨預金が前連結会計年度末比10億48百万円増(同1.4%増)の718億3百万円となりました。また、借入金、日本銀行の貸出増加を支援するための資金供給の活用により、前連結会計年度末比6,654億円増(同41.2%増)の2兆2,774億円となりました。この結果、負債の部の合計額は、前連結会計年度末比2兆736億29百万円(同22.3%)増加し、11兆3,578億24百万円となりました。

また、純資産については、利益剰余金が、前連結会計年度末比276億92百万円増(同17.4%増)の1,867億14百万円となりました。この結果、純資産の部の合計額は前連結会計年度末比251億89百万円(同12.1%)増加し、2,316億84百万円となりました。

当連結会計年度の連結経常収益が、1,204億45百万円となり、前連結会計年度比144億19百万円増加(同13.6%増加)しました。経常収益の内訳を見ると、資金運用収益は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ個人消費がゆるやかな回復に留まったため、カードローン残高、カードローン収益が減少する一方で、楽天カード株式会社のクレジットカード債権等を裏付資産とする信託受益権の残高の増加、投資用マンションローン、住宅ローン、提携ローン等の貸出金残高の増加により、前連結会計年度比92億0百万円増(同15.3%増)の690億10百万円となりました。役員取引等収益は、新規口座数の増加、生活口座化の進展等が寄与し、デビットカード等のカード関連手数料や口座振替手数料の増加により、前連結会計年度比7億83百万円増(同1.9%増)の411億51百万円となりました。その他業務収益は、日銀によるイールドカーブコントロールの金利誘導幅修正により円長期金利が上昇したことや、ドル円を中心とする為替レートのボラティリティが高まったため、当行の新型定期預金(仕組預金)等に係る収益及び外国為替売買益が増加した結果、前連結会計年度比42億50百万円増(同101.6%増)の84億30百万円となりました。また、台湾で2021年1月に営業開始した楽天国際商業銀行股份有限公司において、前連結会計年度比10億94百万円増(同519.4%増)の13億4百万円の経常収益を計上しました。

一方、連結経常費用は、816億99百万円となり、前連結会計年度比35億82百万円増加(前連結会計年度比4.5%増加)しました。経常費用の中では、資金調達費用が、預金残高の伸長に伴い、前連結会計年度比15億64百万円増(同30.8%増)の66億32百万円となりました。役員取引等費用は、カードローンの支払保証料の減少により、前連結会計年度比15億51百万円減(同4.4%減)の332億78百万円となりました。また、営業経費は、業務委託費及びマーケティング関連費等の増加により、前連結会計年度比15億81百万円増(同4.2%増)の392億1百万円となりました。楽天国際商業銀行股份有限公司においては、前連結会計年度比17億70百万円増(同68.2%増)の43億66百万円の経常費用を計上しました。

上記の連結経常収益及び連結経常費用の結果、連結経常利益は387億46百万円となり、前連結会計年度比108億37百万円(同38.8%)増加し、親会社株主に帰属する当期純利益は276億92百万円となり、前連結会計年度比76億52百万円(同38.1%)増加しました。

連結自己資本比率(国内基準)については、自己資本額は2,183億48百万円となり、リスク・アセット等の額の合計額が1兆9,460億79百万円となったことから、11.21%となりました。

#### ④ 対処すべき課題

##### イ. 生活口座化の推進

当行グループの収益力を向上し、成長を加速するためには、口座数を増やすことは重要ですが、それにとどまらず、個人顧客が生活の中で生じる様々な金融サービスへのニーズを満たすために当行口座を利用するように誘導し、決済資金を当行口座に滞留させ、顧客あたりの取引件数、収益額を向上させることが重要です。そのため、当行グループは、楽天グループの顧客基盤等を活用して新規口座を獲得した後、顧客の給与振込及び口座振替を獲得して預金・為替の拡大を図り、続いて顧客の嗜好に合わせた他のサービスをクロスセルすることにより、顧客口座の生活口座化を推進しています。生活口座化の推進にあたっては、店舗を持たないインターネット銀行のコスト競争力に加え、当行グループのシステムの柔軟性・コスト競争力を活かし、顧客に便利でお得なサービス

を提供することが肝要です。当行グループは、便利でお得なサービスの開発により一層注力して、顧客口座の生活口座化を加速し、顧客基盤の拡充を図ってまいります。

#### ロ. 資産運用の多様化による収益基盤の強化

現在、日本においては日本銀行によるマイナス金利政策が実施されているため、既存の運用資産を漸進的に拡大することだけでは利息収益の大きな増加は期待できません。当行は、現在、住宅ローン、カードローン、教育ローン、オートローン、不動産担保ローン、リバースモーゲージ等のローンを個人顧客向けに提供していますが、マイナス金利政策が継続することを前提にすると、ローン商品をさらに多様化し、顧客の生活シーンで必要になる様々な資金需要に漏れなく応えることにより、マイナス金利政策下においても利息収益の拡大を図ることができると考えています。また、法人顧客に対する営業体制の質的・量的強化による法人融資の増加、企業の保有する金銭債権、不動産等の証券化をアレンジすることによる証券化資産への投資の増加等も、マイナス金利政策下における利息収益の上積みにも寄与するものと考えています。当行グループは、上記の施策をスピード感をもって実行し、運用資産を多様化・増加することにより、マイナス金利政策下においても利息収益の拡大を実現していきたいと考えています。

また、日本銀行がマイナス金利政策を直ちに転換する可能性は低いと考えていますが、米国、欧州等の各国中央銀行は利上げ政策に転換しており、日本にも原油、食料等に起因する物価上昇が波及していることを踏まえると、日本銀行がいずれかのタイミングでマイナス金利政策を転換する可能性があると考えています。マイナス金利政策が転換された場合、当行の運用資産の多くは短期の市場金利の上昇にスライドして利回りが上昇するため、預金金利の上昇を適切にコントロールすることにより、運用利鞘を拡大することが可能であると考えています。

なお、日本銀行は、2022年12月20日に長期金利操作（イールドカーブ・コントロール）の運用を見直し、10年の長期金利の変動許容幅を±0.25%から±0.5%に拡大しました。これにより、中長期の市場金利が上昇したほか、長期固定金利の住宅ローン金利が上昇する等が生じています。日本銀行の長期金利操作（イールドカーブ・コントロール）の運用見直しにより、当行が保有する運用資産のうち中長期金利に連動する資産の利回りの漸進的な上昇により当行の利益が増加する一方、当行の保有する固定金利の有価証券に含み損が生じる、又は含み損が拡大する可能性があります。

#### ハ. システムのキャパシティ及びセキュリティの確保

当行グループは、現在、インターネット銀行で最大の口座数、最大の預金量を有しており、現時点において、全ての顧客にサービスを提供するために十分なシステムのキャパシティを確保しています。また、犯罪、不正取引の手口分析等により将来の犯罪、不正取引の傾向を予測し、先手を打った対策により業界最高レベルのセキュリティを顧客に提供していると自負しています。しかし、顧客数は今後も増加することが見込まれるため、システムのキャパシティは、顧客の取引動向も踏まえて計画的に拡充していくことが必要です。また、セキュリティについても、犯罪、不正取引の手口が時間の経過とともに変化するため、当行グループが適時に適切にセキュリティを改善し続けなければ、顧客をリスクに晒す結果になることも否定できません。当行としては、システムのキャパシティの拡充、セキュリティの確保に十分な経営資源を継続的に投下し、全行的な推進体制を構築することにより、常に十分なシステムのキャパシティを確保し、業界最高レベルのセキュリティを提供し続けることを目指します。

#### ニ. コーポレート・ガバナンスの一層の充実

いかなる企業においても、コーポレート・ガバナンスの強化は、最重要経営課題の1つであり、当行グループにおいても、常にコーポレート・ガバナンスの充実に取り組む必要があります。特に、当行グループは、銀行業を営んでいるため、高いコーポレート・ガバナンスが求められます。当行グループは、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる業務運営体制、経営執行の公正性及び透明性を確保する経営監視機能の強化に努め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。また、当行グループは、今後も業容を拡大する見込みであるため、業容に応じたリスク管理態勢、コンプライアンス態勢の構築が不可欠です。リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の継続的な向上を当行の最優先経営課題として位置づけ、全役職員が自らのこととして取り組むことにより、役職員ひとりひとりが銀行としての公共的使命を自覚し、行動する企業風土の更なるレベルアップを図ってまいります。

#### ホ. 自己資本の一層の充実

当行は、中長期ビジョンを達成するための“第二の成長ステージ”としての成長戦略の1つとして、個人・法人顧客数の拡大による貸出利息収益の増加や運用資産の拡充を掲げています。今後とも顧客基盤を拡充して事業拡大を図り、当行の優位性をより確固たるものにするためには、運用資産の更なる多様化、運用資産の積み上げの加速が不可欠であり、そのためには自己資本の継続的な充実が必要であると考えています。当行の2023年3月末時点における「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた算式に基づき算出された連結自己資本比率は11.21%となっており、短期的に自己資本の充実に取り組まなければならない状況にはなく、自己資本の充実は今時点で優先的に対処すべき課題ではありませんが、今後の中長期的な運用資産の積み上げを展望すると、今次の公募増資により自己資本を充実させるとともに、毎期、確実に利益を蓄積して自己資本の一層の充実を図ることが必要であると考えています。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
連結経常収益	955	1,033	1,060	1,204
連結経常利益	272	275	279	387
連結当期純利益	189	188	190	264
連結包括利益	181	212	197	237
連結純資産額	1,476	1,867	2,064	2,316
連結総資産	38,517	64,868	94,906	115,895

② 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預金	35,756	57,655	77,653	91,298
定期性預金	4,909	4,452	3,975	7,483
その他	30,847	53,203	73,677	83,815
貸出金	11,154	18,956	29,425	37,690
個人向け	11,067	12,455	20,041	17,419
中小企業向け	60	77	71	184
その他	27	6,424	9,313	20,087
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	4,111	3,846	8,160	9,808
国債	—	—	4,841	6,403
その他	4,111	3,846	3,319	3,405
総資産	40,211	66,846	96,477	116,942
内国為替取扱高	516,141	641,273	820,117	966,615
外国為替取扱高	3,270	4,605	4,849	6,300
経常利益	26,755百万円	27,870百万円	29,530百万円	40,581百万円
当期純利益	18,613百万円	19,466百万円	20,474百万円	28,073百万円
1株当たり当期純利益	113円17銭	118円36銭	124円49銭	170円69銭

(注) 当行は、2022年9月27日を効力発生日として、普通株式1株を70株に分割しました。「発行済株式数(普通株式)」については、前会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀 行 業 (国内)	銀 行 業 (海外)	その他の事業	銀 行 業 (国内)	銀 行 業 (海外)	その他の事業
使 用 人 数	827人	160人	14人	774人	151人	17人

(注) 使用人数は正社員、嘱託、契約社員及び出向者の人数を記載しており、当行から他社への出向者は除いていません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行業

当行の主要な営業所及び営業所数

国内：本店 他2店 (前年度末 本店 他2店)

海外：楽天国際商業銀行股份有限公司(台湾)

② その他の事業

国内：楽天信託株式会社 本社  
海外：該当事項はありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21楽天クリムゾンハウス青山	金融商品取引業
楽天生命保険株式会社	東京都港区南青山2-6-21楽天クリムゾンハウス青山	生命保険業
楽天損害保険株式会社	東京都港区南青山2-6-21楽天クリムゾンハウス青山	損害保険業
楽天カード株式会社	東京都港区南青山2-6-21楽天クリムゾンハウス青山	クレジットカード事業
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地	銀行業
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	銀行業
株式会社A n d D oホールディングス	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670	不動産業
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	生命保険業

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	設備投資の総額
銀行業	7,810
その他の事業	—
合計	7,810

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する議決権比率	その他
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	電子商取引事業、旅行代理店業	平成9年2月7日	295,005百万円	100.00%	—

② 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する議決権比率	その他
楽天信託株式会社	東京都港区	信託業務	平成17年8月1日	259百万円	100.00%	—

樂天國際商業銀行 股份有限公司	台湾 台北市	銀行業務	令和2年 5月18日	100億台湾ドル	50.00%	—
--------------------	-----------	------	---------------	----------	--------	---

(7) 事業譲受等の状況

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)があるときの権限の行使に関する方針

当行は、上場会社として、株主に対する安定的な配当を実施することは重要であると考えています。

一方、当行は、未だ成長局面にあるため、内部留保の充実を優先し、事業規模の拡大、収益の向上の速度を上げて企業価値の最大化を図ることが、より適切な株主還元になり得るとも考えています。かかる2つの観点の最適バランスをその時々判断し、株主還元の充実に努めてまいります。

当行は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。なお、当行は剰余金の配当基準日として、毎年3月31日を基準日とする期末配当、9月30日を基準日とする中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めており、具体的な配当回数に関する方針は定めていません。

当事業年度の剰余金の配当は、行っていません。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けています。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上する必要があります。

(9) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員(取締役、監査役)に関する事項

### (1) 会社役員(取締役)の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
永井 啓之	代表取締役社長最高執行役員 事業推進室担当役員	楽天信託株式会社 取締役 楽天国際商業銀行股份有限公司 董事	—
三木谷 浩史	取締役会長	楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 最高執行役員 合同会社クリムゾングループ 代表社員 楽天ヴィッセル神戸株式会社 代表取締役会長 一般社団法人新経済連盟 代表理事 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団 理事長 株式会社楽天野球団 代表取締役会長兼オーナー 楽天メディカル株式会社 代表取締役会長 AST & Science, LLC Director Rakuten Medical, Inc. Vice Chairman of the Board & Co-CEO 楽天モバイル株式会社 代表取締役会長 楽天カード株式会社 取締役会長 楽天シンフォニー株式会社 代表取締役会長 楽天ペイメント株式会社 取締役会長 楽天インシュアランスホールディングス株式会社 取締役会長 楽天証券ホールディングス株式会社 取締役会長	—
海老沼 英次	取締役(社外役員)	田辺総合法律事務所 パートナー弁護士 東光電気工事株式会社 監査役 シンバイオ製薬株式会社 取締役	—
茅野 倫生	取締役(社外役員)	日本年金機構 システムアドバイザー	—
長門 正貢	取締役(社外役員)	学校法人学習院評議員会 評議員 マッキンゼー・アンド・カンパニー シニアアドバイザー Insight Partners シニア・アドバイザー 一般社団法人日本工業倶楽部 理事	—
鹿戸 丈夫	常勤監査役	—	—
梶本 繁昌	監査役(社外役員)	アイビーシー株式会社 取締役 沼尻産業株式会社 取締役 システムズ・デザイン株式会社 取締役 株式会社Pro-SPIRE 取締役	—
山田 眞之助	監査役(社外役員)	公認会計士山田眞之助事務所 所長 学校法人東邦大学 監事 社会福祉法人こどもの国協会 監事 三丸興業株式会社 監査役 横浜植木株式会社 監査役 エクシオグループ株式会社 監査役 株式会社T&Dホールディングス 取締役	—
柴野 忠道	監査役(社外役員)	株式会社LIFE CREATE 常勤監査役	—

### 当事業年度中に退任した会社役員

氏名	地位及び担当	その他
穂坂 雅之	取締役会長	令和4年4月11日 退任
田所 正夫	取締役(社外役員)	令和4年6月27日 退任

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	5人	86
監 査 役	4人	27
計	9人	113

(注) 1. 取締役報酬限度額は月額100百万円以内とされています。また、監査役報酬限度額は月額40百万円以内とされています。

2. 当事業年度末日現在の人員は取締役5名、監査役4名です。

## 3 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
海 老 沼 英 次	田辺総合法律事務所 パートナー弁護士 東光電気工事株式会社 監査役 シンバイオ製薬株式会社 取締役
茅 野 倫 生	日本年金機構 システムアドバイザー
長 門 正 貢	学校法人学習院評議員会 評議員 マッキンゼー・アンド・カンパニー シニアアドバイザー Insight Partners シニア・アドバイザー 一般社団法人 日本工業倶楽部 理事
梶 本 繁 昌	アイビーシー株式会社 取締役 沼尻産業株式会社 取締役 システムズ・デザイン株式会社 取締役 株式会社Pro-SPIRE 取締役
山 田 眞 之 助	公認会計士山田眞之助事務所 所長 学校法人東邦大学 監事 社会福祉法人こどもの国協会 監事 三丸興業株式会社 監査役 横浜植木株式会社 監査役 エクシオグループ株式会社 監査役 株式会社T&Dホールディングス 取締役
柴 野 忠 道	株式会社LIFE CREATE 常勤監査役

(2) 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
海老沼 英次	6年9ヶ月	当年度開催の取締役会20回のうち出席20回	取締役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見を頂いています。
茅野 倫生	監査役 3年9ヶ月 取締役 1年3ヶ月	当年度開催の取締役会20回のうち出席20回	取締役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見を頂いています。
長門 正貢	9ヶ月	当年度開催の取締役会15回のうち出席15回	取締役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見を頂いています。
梶本 繁昌	3年9ヶ月	当年度開催の取締役会20回のうち出席20回 監査役会15回のうち出席15回	取締役会及び監査役会において、銀行システムに関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見を頂いています。
山田 眞之助	1年3ヶ月	当年度開催の取締役会20回のうち出席20回 監査役会15回のうち出席15回	取締役会及び監査役会において、財務及び会計に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見を頂いています。
柴野 忠道	1年3ヶ月	当年度開催の取締役会20回のうち出席20回 監査役会15回のうち出席15回	取締役会及び監査役会において、企業監査に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見を頂いています。

(3) 責任限定契約

当行は、定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができること、並びに当該契約に基づく責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とすることを定めており、三木谷浩史氏、海老沼英次氏、茅野倫生氏、長門正貢氏、鹿戸丈夫氏、梶本繁昌氏、山田眞之助氏及び柴野忠道氏との間で当該契約を締結しています。なお、穂坂雅之氏、田所正夫氏との間で当該契約を締結しておりましたが、それぞれ2022年4月11日、2022年6月27日をもって辞任により退任したため、両氏との間の当該契約は退任時より将来に向かって終了しています。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	44	—

(5) 社外役員の見解

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	630,000千株
発行済株式の総数	普通株式	164,463千株

(2) 当年度末株主数

普通株式 1名



### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資の状況	
	持株数等(千株)	持株比率(%)
楽天グループ株式会社	164,463	100.00

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員業務執行社員 岩崎 裕男 指定有限責任社員業務執行社員 加藤 信彦	65百万円	(注) 2、3

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。  
2. 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由  
当行監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、これらについて相当であると判断したため、会計監査人の報酬額について同意しています。  
3. 当行における公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務等であり、  
4. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、119百万円であり、  
5. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。  
6. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでいません。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提案する議案の内容を決定いたします。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において「内部統制システムに関する体制及び運用に係る基本方針」を決議しています。その概要は以下のとおりです。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当行は、当行の「経営理念・経営方針」に則り、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

取締役会は、取締役会において決議した「コンプライアンス規程」及び「倫理規程」に基づき、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを整備するとともに、年度初にコンプライアンスを実現させるための具体的実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定しています。また、コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの進捗状況のフォローアップを実施しています。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、一切の関係を遮断しています。

取締役及び使用人の職務執行については、監査役及び代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室による定常的な監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会等によりコンプライアンスに対する取組を進め、適正な職務執行を徹底しています。

また、社外取締役及び監査役による取締役の職務執行に対する監督を徹底しています。

さらに、コンプライアンスに関する統括部署は、全ての役員・使用人に対して当行並びに楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、不正行為の早期発見及び不祥事件等の未然の防止を図るため、コンプライアンス・ホットラインを設置し公益通報者保護法に基づいた措置等の適切な運用を推進するものとしています。

### (2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

当行における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内規程に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとし、

会社の重要な情報の適時開示については、取締役会において決議した「会社情報開示規程」に基づき、各部室は、銀行法、会社法、金融商品取引法等の諸法令及び社内規程を遵守し、開示の基本原則に従って会社情報の開示がなされるよう努めるものとし、

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴い生じる各種リスクについては、社内規程、細則等に基づきそれぞれの担当部署で適切に対処します。

情報管理に伴うリスクについては、情報セキュリティ・リスク管理を掌る部署を中心に、リスク管理を徹底し、当該リスクの極小化を図ります。また、緊急報告体制の強化により各種リスク情報の迅速な集約を推進するものとし、

事業に伴うリスクについては、一定額以上の案件につき取締役会の決議を必要とすることによって、取締役の職務執行を適切に監督するとともに、経営会議、案件委員会、リスク管理委員会等における事業遂行に係るリスクに関する報告を徹底することにより、リスク情報の集約及びリスク管理の徹底を行います。

また、著しい損害を及ぼす事態が現に発生した場合を想定し、損害を最小限にとどめるために必要な対応計画を整備・運用し、事業の継続に関する方針を定め、常に見直すこととします。

内部監査については、取締役会において決議した「内部監査規程」に基づき、内部監査室は当行の業務運営全般における内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性及び有効性の検証を行います。その結果のうち重要と判断される事項については取締役会及び監査役会に報告するものとし、

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

取締役の職務執行に関しては、「取締役規程」、「組織管理規程」、「分掌権限規程」等の社内規程により職務権限及び責任範囲を適切に定め、適切かつ効率的な意思決定体制を構築します。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図っています。

業務執行に関する重要な事項については経営会議で事前審議を行うことにより、取締役会における審議の効率性を確保しています。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された役員等がその担当業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進しています。

取締役会は、取締役会において決議した「経営計画管理規程」に基づき、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、職務の執行の状況を定期的に検証します。

### (5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、適切な会計処理及び適時の開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠しその有効性を評価してまいります。

### (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会において決議した「取締役会規程」、「楽天グループにおける銀行の健全性確保に関する規程」及び「子会社・関連会社管理規程」に基づき、グループ会社管理を掌る部室及び事業所管部室は子会社及び関連会社

の経営管理及び事業管理を実施します。

また、取締役会において決議した「特定関係者・関連当事者との取引規程」に基づき、グループ各社との取引において相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズ・レングス・ルールを遵守します。

さらに、取締役会において決議した「内部監査規程」に基づき、内部監査室は当行及び当行子会社を対象として内部監査を行い、検証結果のうち重要と判断される事項については取締役会及び監査役会に報告するものとします。

#### (7) 楽天グループ株式会社との適切な関係を確保するための体制

楽天グループ株式会社との間で「経営基本契約」を締結し、楽天グループ株式会社は当行が銀行として公益の観点から求められる経営の独立性及び上場子会社として求められる独立性を尊重することとしています。また、楽天グループ以外からの取締役の登用を積極的に行う等、ガバナンスに対する適切なチェックが働く体制とすることを尊重するとともに、従業員に対する当行の人事権を尊重するものとしています。なお、同契約において楽天グループ株式会社に対する事前承認、事前協議事項は規定しておらず、報告については同契約に基づき必要かつ法令等に抵触しない範囲で行ってまいります。

楽天グループ株式会社からのグループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件及び原則として分掌権限表に規定された社長権限以上の楽天グループとの取引及び行為については、予め当行の業務の健全かつ適切な運営及び少数株主保護の観点から支障がないかを特別監視委員会に諮問します。

#### (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助するために、監査役会のもとに監査役会事務局を設置し、監査役会事務局に所属する使用人の業務執行については、取締役の指揮命令を受けないものとします。当該使用人は監査役の指示に従わなければならないものとします。また、当該使用人の独立性に関する事項は監査役会の同意を必要とするものとします。

#### (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらに相当する者及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。なお、当行及び当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合には、直ちに当該事実を監査役へ報告するものとします。

また、取締役会において決議した「コンプライアンス規程」に基づき、報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを受けることはないものとします。

#### (10) その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査業務の実効性を確保するため、必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査室等から報告を求めることができます。

また、監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他の重要な委員会等に出席できるものとします。なお、取締役及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に対し協力する他、「監査役会規程」、「監査役会監査細則」及び「内部統制システムに係る監査細則」を尊重するものとします。

監査役がその職務の執行について生じる必要な費用について当行に請求を行った場合には、当行はその費用を負担するものとします。

## 9 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記8「業務の適正を確保する体制」に基づく、当行の内部統制システムの当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

#### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

令和4年4月25日に当連結会計年度のコンプライアンス・プログラムを制定し、その後コンプライアンス・プログラムの進捗状況について令和4年7月、10月、令和5年1月、4月の四半期毎にレビューを行い、取締役会へ報告しました。また、当連結会計年度においてコンプライアンス委員会を13回開催し、コンプライアンスへの取組を進めています。

内部監査については、業務別監査2件、テーマ別監査17件、システム監査4件、内部管理態勢監査19件、外部委託先立入監査2件、合計44件の監査を実施しています。

#### (2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

「文書管理規程」、「稟議規程」に基づく保存管理及び、「会社情報開示規程」に基づく必要な開示を実施しています。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各種リスクについては、毎月リスク管理委員会で報告が行われており、当連結会計年度においてリスク管理委員会を18回開催いたしました。また、一定額以上の案件につき取締役会にて決議するとともに、必要な事案について経営会議、案件委員会、リスク管理委員会等において事業遂行に係るリスクに関する報告を行っています。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

当連結会計年度において取締役会を20回開催しました。

また、「取締役規程」、「組織管理規程」、「分掌権限規程」等の社内規程により職務権限及び責任範囲を定めていますが、適切で効率的な職務執行体制確保のため、当連結会計年度におきましては、1回の「分掌権限規程」の見直しを実施しています。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、適切な会計処理及び適時の開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠しその有効性を評価いたしました。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「取締役会規程」、「楽天グループにおける銀行の健全性確保に関する規程」「子会社・関連会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社の経営管理及び事業管理を実施しています。なお、子会社の楽天信託につきましては、当行より5名の取締役及び1名の監査役を派遣しています。

また、内部監査室は楽天信託の内部監査部からの報告を受け、必要に応じて当行子会社の内部監査を行っています。

(7) 楽天グループ株式会社との適切な関係を確保するための体制

当連結会計年度において特別監視委員会を14回開催いたしました。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会のもとに監査役会事務局を設置し、3名の使用人を常勤としています。当該使用人は取締役の指揮命令を受けず、また当該使用人の独立性に関する事項は監査役会の同意事項となっています。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は必要に応じて必要な報告及び情報提供を受けています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会に出席する他、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、案件委員会、運用委員会等の会議に出席いたしました。また監査役の職務執行について生じる必要な費用については当行が費用を負担しています。

## 10 親会社等との取引に関する事項

上記8「業務の適正を確保する体制」(7)に記載のとおり、当行は、独立役員(一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役をいいます。)から構成される「特別監視委員会」を設置し、楽天グループ(株)からのグループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件及び楽天グループ(株)との経営基本契約の締結や非独占的ブランドライセンス契約の締結をはじめとする楽天グループとの取引及び行為の実行に際して、アームズ・レングス・ルールや利益相反取引等について、銀行の業務の健全かつ適切な運営確保の観点から妥当性を検証するとともに、少数株主保護の観点から必要性及び妥当性を検証することとし、同委員会に事前に諮問又は事後に報告をしなければならないこととしています。また、特別監視委員会構成員の一部より、反対意見が出された議案については、取締役会より下位の決裁権限事項であっても、取締役会決議事項とすることを「特別監視委員会規程」に規定しています。

さらに、特別監視委員会規程の別紙に、月次・四半期・半期の定例報告事項として、「楽天グループとの取引残高報告」、「楽天カードスーパーラストのパフォーマンス報告」、「楽天グループとの取引の一覧(特定関係者取引)」、「関連当事者取引一覧」、「出向者の状況」、「楽天グループ(株)とのグループコアアセットの利用等に関する契約に基づくグループコアアセット利用料及び非独占的ブランドライセンス契約に基づくブランドライセンス料の妥当性の検証」、「楽天グループ(株)とのグループ包括契約に係る費用の妥当性の検証」、「常勤取締役の楽天グループ主催会議への出席状況」を規定し、楽天グループとの取引に、アームズ・レングス・ルール、利益相反取引の観点からの妥当性を検証する体制を構築しています。加えて「楽天グループとの取引残高報告」については、取締役会にも報告しています。なお、当該連結会計年度における楽天グループとの取引の妥当性について、取締役会及び特別監視委員会において、疑義が述べられた事案はございません。

## 11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	4,050,227	預 金	8,985,693
コ ー ル ロ ー ン	7,370	コ ー ル マ ネ ー	12,028
債券貸借取引支払保証金	559,174	債券貸借取引受入担保金	3,895
買 入 金 銭 債 権	2,103,059	借 用 金	2,277,400
有 価 証 券	780,373	外 国 為 替	3,019
貸 出 金	3,780,587	そ の 他 負 債	64,313
外 国 為 替	9,904	賞 与 引 当 金	630
そ の 他 資 産	260,223	役 員 賞 与 引 当 金	5
有 形 固 定 資 産	3,715	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,292
建 物	415	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	11
その他の有形固定資産	3,299	支 払 承 諾	9,533
無 形 固 定 資 産	19,266	負 債 の 部 合 計	11,357,824
ソ フ ト ウ ェ ア	14,792	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	61	資 本 金	25,954
ソフトウェア仮勘定	4,411	資 本 剰 余 金	3,880
その他の無形固定資産	0	利 益 剰 余 金	186,714
繰 延 税 金 資 産	8,228	株 主 資 本 合 計	216,549
支 払 承 諾 見 返	9,533	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△7,364
貸 倒 引 当 金	△2,156	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△12
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3,821
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	38
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△3,517
		非 支 配 株 主 持 分	18,651
		純 資 産 の 部 合 計	231,684
資 産 の 部 合 計	11,589,508	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,589,508

## 連結損益計算書

自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	120,445
資金運用収益	69,010
貸出金利息	48,077
有価証券利息配当金	1,894
コーポレートローン利息	81
債券貸借取引受入利息	271
預け金利息	388
その他の受入利息	18,297
役員取引等収益	41,151
その他の業務収益	8,430
その他の経常収益	614
償却債権取立益	11
その他の経常収益	602
信託報酬	1,239
経常費用	81,699
資金調達費用	6,632
預金利息	5,729
コーポレートマネー利息	45
金利スワップ支払利息	545
その他の支払利息	311
役員取引等費用	33,278
その他の業務費用	3
営業経費用	39,201
その他の経常費用	2,583
貸倒引当金繰入額	1,197
その他の経常費用	1,386
経常利益	38,746
特別利益	-
特別損失	0
固定資産処分損	0
税金等調整前当期純利益	38,746
法人税、住民税及び事業税	13,696
法人税等調整額	△1,411
法人税等合計	12,284
当期純利益	26,461
非支配株主に帰属する当期純損失	1,230
親会社株主に帰属する当期純利益	27,692

## 連結株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日

至 2023年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額		
当期首残高	25,954	2,468	159,022	187,445	△3,596	9	3,269	△47	△363	19,413	206,494
当期変動額											
会社分割による増加	—	1,412	—	1,412	—	—	—	—	—	—	1,412
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	27,692	27,692	—	—	—	—	—	—	27,692
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	△3,768	△22	551	85	△3,153	△761	△3,915
当期変動額合計	—	1,412	27,692	29,104	△3,768	△22	551	85	△3,153	△761	25,189
当期末残高	25,954	3,880	186,714	216,549	△7,364	△12	3,821	38	△3,517	18,651	231,684



## 1. 連結計算書類の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結される子会社及び子法人等 23社

会社名

楽天信託株式会社  
楽天国際商業銀行股份有限公司  
一般社団法人スーパートラストホールディングス  
合同会社スーパートラスト1  
合同会社スーパートラスト2  
合同会社スーパートラスト3  
合同会社スーパートラスト4  
合同会社スーパートラスト5  
合同会社スーパートラスト6  
合同会社スーパートラスト7  
合同会社スーパートラスト8  
合同会社スーパートラスト9  
合同会社スーパートラスト10  
合同会社スーパートラスト11  
合同会社スーパートラスト12  
合同会社スーパートラスト13  
合同会社スーパートラスト14  
合同会社スーパートラスト15  
合同会社スーパートラスト16  
合同会社スーパートラスト17  
合同会社スーパートラスト18  
合同会社スーパートラスト19  
合同会社スーパートラスト20

#### ② 非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社  
トランスバリュードメインサービス株式会社  
東松島「絆」太陽光発電所（実績配当型合同運用指定金銭信託）  
東松島「絆」太陽光発電所事業信託（単独運用指定金銭信託）

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社

#### ② 持分法適用の関連法人等 0社

#### ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社  
トランスバリュードメインサービス株式会社  
東松島「絆」太陽光発電所（実績配当型合同運用指定金銭信託）  
東松島「絆」太陽光発電所事業信託（単独運用指定金銭信託）

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### ④ 持分法非適用の関連法人等 0社

### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

#### ① 連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社 3月末日 22社

#### ② 12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

### (4) のれんの償却に関する事項

10年間の定額法により償却を行っております。

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1. 会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～18年

その他：2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は145百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### (5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### (6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### (7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として1年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場により換算しております。

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

① 収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約毎に識別した履行義務の充足状況に基づき連結損益計算書に認識しております。その主なものは役務取引等収益であり、大別して、為替預金業務、住宅ローン取扱業務、カード決済業務、toto宝くじ販売業務、その他の業務から構成されております。

② 主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益は、収益認識の時期の決定に重要な影響を与える項目である履行義務の充足時期を以下の通り判定しており、それぞれの経済実態を忠実に表現する収益認識方法となっております。

取引の対価は取引時点で現金決済するものが大宗であり、それ以外の取引から認識した債権についても、1年内の回収を原則としております。

為替預金業務のうち、為替業務収益は、主として送金・振込手数料から構成され、決済時点で認識しております。また預金業務収益は、主としてATM利用料、定期的な口座管理サービス手数料から構成され、ATM利用料は取引実行時点で認識、定期的な口座管理サービス手数料はサービス提供期間にわたって認識しております。

住宅ローン取扱業務に関連する収益は、主として住宅ローン及び投資用マンションローンの取扱いに係る事務手数料であり、関連するサービスが提供された時点で認識しております。

カード決済業務に関連する収益は、主としてデビットカード決済手数料及びその他カード関連業務収益から構成され、デビットカード決済手数料は決済時点で認識、その他カード関連業務収益は、サービス提供期間にわたって認識しております。

toto及び宝くじ販売業務に関連する収益は、主にtoto及び宝くじの販売受取手数料であり、toto及び宝くじの販売の対価として收受し、主に顧客との取引日の時点で認識しております。

その他の業務に関連する収益には、広告掲載受取手数料、アフィリエイト受取手数料等が含まれており、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識しております。

また、役務取引等収益に加え、連結子会社が提供する信託業務に関連する収益があり、主に委託者から信託された財産の管理等のサービス提供の対価として受領する手数料であって、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約、通貨スワップ
- ・ヘッジ対象…外貨建有価証券、外貨建定期預金に係る未履行の確定契約

③ ヘッジ方針

行内規程に基づき、市場リスク等をヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。ただし、金利スワップの特例処理の要件に該当する場合は、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

なお、当行の一部の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(12) 連結納税制度の適用

当行及び国内の連結される子会社は、楽天グループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

## 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額 貸倒引当金 2,156百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

#### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

#### ③ 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 金融商品の時価

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

「(金融商品関係)」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「(金融商品関係)」「3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項」「(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明」に記載しております。

#### ② 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

#### ③ 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

## 追加情報

### 第三者割当による新株の発行

当行は、2023年3月22日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行う第三者割当の方法によるオーバーアロットメントによる当行株式売出しに関連して、下記の通り同社を割当先とする第三者割当増資による新株の発行を決議いたしました。

(1) 募集方法	第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
(2) 募集株式の種類及び数	当行普通株式 4,463,000株
(3) 割当価格	1株につき 1,330円
(4) 資本組入額の額	1株につき 665円
(5) 割当価格の総額	5,935百万円
(6) 資本組入額の総額	2,967百万円
(7) 払込期日	2023年5月24日
(8) 割当先	大和証券株式会社

(9) 資金の使途	全額運転資金に充当する予定であり、当行の自己資本の充実を図り、個人・法人顧客向けローンの拡大と金銭債権を中心とした多様な運用商品等の積み上げに活用する予定であります。
-----------	---

グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当行並びに一部の国内の連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税並びに地方税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 1百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は517,655百万円、当連結会計年度末に当該処分をせず所有している有価証券は40,301百万円であります。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0百万円
危険債権額	1,104百万円
三月以上延滞債権額	630百万円
貸出条件緩和債権額	482百万円
合計額	2,218百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
買入金銭債権等	233,756百万円
有価証券	642,253百万円
貸出金	1,271,241百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	2,277,400百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券1,709百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金167,353百万円、先物取引差入証拠金846百万円、金融商品等差入担保金20,631百万円及び保証金13,943百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、604,671百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが596,214百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずし

も当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 3,842百万円
7. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	10,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	10,000百万円

#### (連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、睡眠預金収益26百万円及び償却債権取立益11百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却238百万円及び上場準備費用750百万円を含んでおります。

#### (連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	2,349	162,114	－	164,463	(注)
合 計	2,349	162,114	－	164,463	

(注) 当行は、2022年9月27日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っています。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループでは、預金業務、為替業務及び個人向け貸出業務を主たる業務としており、個人・法人顧客の双方に普通預金、一般定期預金、外貨普通預金を、個人顧客向けに新型定期預金及び外貨定期預金を各々提供し、また、当該金融負債を主たる原資として、個人顧客向けに保証付無担保カードローン及び住宅ローン等を提供しているほか、有価証券や買入金銭債権の購入、金銭の信託の設定、コールローン等の市場取引、顧客への金融商品販売に付随して発生するデリバティブ・為替関連取引等を実施し、銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、過度な利益追求等により経営体力を超える運用を行うことを厳に慎み、とりわけ顧客から預った預金については、十分安全性に配慮した運用を実施しております。また、運用調達業務全般にわたり、資産・負債構成の最適化及び適切な水準の自己資本充実度の確保を目的とし、金利感応度、資金流動性、市場流動性等に留意したALM（資産負債総合管理）運営を行っております。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な収益獲得手段としては取扱わない方針としております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として有価証券、買入金銭債権、貸出金です。

有価証券については、主として国債、地方債、社債、外国証券等であり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。買

入金債権については、主として各種信託受益権であり、これらは、それぞれ発行体及び原資産の信用リスク及び金利の変動リスクなどに晒されております。貸出金については、主として財務省向け貸出金及び個人顧客に対する貸出金であり、個人顧客に対する貸出金は、個人顧客の信用リスクに晒されております。業種や地域などの特定集中リスクには、特段晒されておられません。

金融負債については、個人・法人顧客向けの普通預金、一般定期預金、外貨普通預金、個人顧客向け新型定期預金のほか、外貨定期預金といった商品を提供しております。新型定期預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、対応した金利スワップ取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしております。外貨普通預金・外貨定期預金については、為替の変動リスクに晒されておりますが、対応した為替予約取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループでは、リスク管理を行うに際しての基本的事項を、「統合的リスク管理基本規程」として制定しております。この中で、管理すべきリスクの種類を、①信用リスク、②市場リスク、③資金流動性リスク、④市場流動性リスク、⑤決済リスク、⑥オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク等）と分類・特定し、各リスクの管理の基本方針を定めております。また、自己資本の適切性確保を前提として、外部経済環境を考慮に入れつつ、経営戦略の実現及び収益の最大化を図るための、健全かつ最適な運用・調達ポートフォリオの構築を目的とした「ALM規程」を制定しております。

管理すべきリスクの種類については、随時見直しを行い、環境変化に応じて新たに発生したリスクを、管理すべきリスクとして追加することとしています。これらのリスクを総合的に管理する観点から、グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理本部を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行っています。また、ALMについては、ALM本部が所管し、運営に当たっております。

当行グループでは、市場リスク及び信用リスクを、自己資本充実度の評価において最も重視すべきリスクの対象とし、各リスクカテゴリーへの自己資本配賦の実施と、その配賦額内へのリスクの抑制というプロセスにより、適切な自己資本充実度を確保できる範囲内でのみリスクを許容する、リスク管理を実施しております。

### (4) 市場リスクに係る定量的情報

#### (金利リスクの管理)

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産は、主として有価証券、買入金債権、貸出金であります。

金融負債については、個人・法人顧客向けの普通預金、個人顧客向け一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金、デリバティブ取引のうち金利スワップ取引であります。

当行グループでは、一定の金利変動下において、これらの金融資産及び金融負債を時価評価し、その相殺後純額（以下、「現在価値」）の影響額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

現在価値の影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分け、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。例えば、2023年3月31日現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、指標となる金利が全て10ベース・ポイント（0.1%）上昇した場合、現在価値が1,362百万円増加し、逆に10ベース・ポイント（0.1%）下落した場合、1,362百万円減少すると認識しております。

なお、当該影響額は、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておらず、また外貨建資産、負債については、2023年3月31日の為替レートをもとに日本円に換算して算出しております。くわえて、10ベース・ポイント下落時に、期間によって金利が負値になる場合については、排除していません。

#### (為替リスクの管理)

当行グループにおいて、主要なリスク変数である為替リスクの影響を受ける金融資産は、外国証券、外国為替であります。

金融負債については、預金のうち外貨建普通預金及び外貨定期預金、デリバティブ取引のうち為替予約取引及び為替スワップ取引等であります。当行グループでは、一定の為替変動下において、これらの金融資産及び金融負債に係る現在価値の影響額を、為替変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

現在価値の影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を通貨別に分け、当該通貨ごとの為替変動幅を用いております。例えば、2023年3月31日時点で、為替以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、各通貨に対して円が10%上昇した場合、現在価値が262百万円減少し、逆に円が10%下落した場合、262百万円増加すると認識しております。

なお、当該影響額は、為替とその他のリスク変数との相関を考慮しておらず、また、通貨別の現在価値の影響額を、2023年3月31日の為替レートをもとに、日本円に換算して算出しております。

### (5) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異

なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、コールマネー、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権（※1）	2,103,040	2,104,092	1,052
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	522,051	516,347	△5,703
その他有価証券	256,482	256,482	—
(3) 貸出金	3,780,587	—	—
貸倒引当金（※1）	△2,074	—	—
	3,778,512	3,777,082	△1,429
資産計	6,660,086	6,654,005	△6,081
(1) 預金	8,985,693	8,985,743	50
(2) 借入金	2,277,400	2,277,400	—
負債計	11,263,093	11,263,143	50
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,977	2,977	—
ヘッジ会計が適用されているもの（※3）	△1	△1	—
デリバティブ取引計	2,975	2,975	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（※3） ヘッジ対象である外貨建有価証券の元利払い及び外貨建定期預金に係る未履行の確定契約のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した通貨スワップ及び為替予約であり、主に繰延ヘッジを適用しております。

（注1） 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	1,430
非連結子会社株式（※1）	1
その他証券（※2）	7
出資金（※2）	602
合 計	2,042

（※1） 非上場株式及び非連結子会社株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2） その他証券及び出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。



### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	14,047	131,724	145,772
有価証券	136,869	77,608	42,004	256,482
その他有価証券	136,869	77,608	42,004	256,482
国債・地方債等	121,912	—	—	121,912
社債	14,957	—	23,335	38,293
株式	—	—	0	0
その他	—	77,608	18,667	96,276
デリバティブ取引	—	15,421	—	15,421
金利関連	—	8,926	—	8,926
通貨関連	—	6,494	—	6,494
資産計	136,869	107,077	173,729	417,676
デリバティブ取引	—	12,445	—	12,445
金利関連	—	8,808	—	8,808
通貨関連	—	3,636	—	3,636
負債計	—	12,445	—	12,445

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	1,958,320	1,958,320
有価証券	516,347	—	—	516,347
満期保有目的の債券	516,347	—	—	516,347
国債・地方債等	512,802	—	—	512,802
社債	3,544	—	—	3,544
その他	—	—	—	—
貸出金	—	—	3,777,082	3,777,082
資産計	516,347	—	5,735,402	6,251,750
預金	—	8,985,743	—	8,985,743
譲渡性預金	—	—	—	—
借入金	—	2,277,400	—	2,277,400
社債	—	—	—	—
負債計	—	11,263,143	—	11,263,143

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資産

### 買入金銭債権

買入金銭債権については、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、割引率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債、社債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、割引率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

### 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

## 負債

### 預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・ Vanilla型のスワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	割引率	0.354%—1.862%	0.872%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023年3月31日)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表の日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益計上	その他の包括利益に計上					
買入金銭債権	125,023	—	0	6,700	—	—	131,724	—
有価証券	7,532	—	△16	34,487	—	—	42,004	—
その他有価証券	7,532	—	△16	34,487	—	—	42,004	—

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは時価の算定に関する方針及び手続きを定め、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性の運用状況について確認しており、時価の算定の方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価の比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、TIBOR、国債金利等と信用のリスクプレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	29,976	30,004	27
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	29,976	30,004	27
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	488,422	482,798	△5,623
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	3,652	3,544	△107
	その他	—	—	—
	小計	492,074	486,343	△5,731
合計		522,051	516,347	△5,703

3. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	12,505	12,466	39
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	12,505	12,466	39
	その他	88,141	88,067	74
	小計	100,647	100,534	113
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,430	1,430	—
	債券	147,699	151,232	△3,532
	国債	121,912	124,475	△2,563
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	25,787	26,757	△969
	その他	153,907	161,274	△7,367
	小計	303,037	313,937	△10,899
合計		403,684	414,471	△10,786

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	166,696	13	3
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	166,696	13	3
その他	4,472	22	—
合計	171,169	36	3

6. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度
経常収益	120,445
うち役務取引等収益	41,151
為替預金業務	25,142
住宅ローン取扱業務	3,103
カード決済業務	10,818
toto・宝くじ販売業務	3,051
その他の業務	5,212
顧客に支払われる対価	△6,177

(注) 役務取引等収益の為替預金業務収益は主に個人営業本部、法人営業本部及びサービス高度化本部から、それ以外の業務収益は主に個人営業本部から発生しております。なお、上表の経常収益には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,295円31銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	168円37銭

(重要な後発事象)

公募による新株の発行

当行は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2023年4月21日に同取引所プライム市場に株式上場いたしました。上場にあたり、2023年3月22日開催の取締役会において、下記の通り募集株式の発行について決議し、2023年4月20日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	一般募集(ブックビルディング方式による募集)
(2) 募集株式の種類及び数	当行普通株式 5,555,500株
(3) 発行価格	1株につき 1,400円
(4) 引受価格	1株につき 1,330円
(5) 資本組入額	1株につき 665円
(6) 引受価格の総額	7,388百万円
(7) 資本組入額の総額	3,694百万円
(8) 払込期日	2023年4月20日
(9) 資金の使途	全額運転資金に充当する予定であり、当行の自己資本の充実を図り、個人・法人顧客向けローンの拡大と金銭債権を中心とした多様な運用商品等の積み上げに活用する予定であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	4,039,793	預 金	9,129,876
預 け 金	4,039,793	普 通 預 金	8,287,342
債券貸借取引支払保証金	526,872	定 期 預 金	748,343
買 入 金 銭 債 権	2,077,081	そ の 他 の 預 金	94,190
有 価 証 券	980,859	借 用 金	2,277,400
国 債	640,310	借 入 金	2,277,400
短 期 社 債	259,692	外 国 為 替	3,019
社 債	41,946	未 払 外 国 為 替	3,019
株 式	1,921	そ の 他 負 債	63,228
そ の 他 の 証 券	36,989	未 決 済 為 替 借	19,296
貸 出 金	3,769,085	未 払 法 人 税 等	3,509
証 書 貸 付	3,457,880	未 払 費 用	7,758
当 座 貸 越	311,204	前 受 収 益	1,311
外 国 為 替	9,904	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	14,580
外 国 他 店 預 け	9,904	金 融 派 生 商 品	12,445
そ の 他 資 産	258,801	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	1,500
未 決 済 為 替 貸	27,886	資 産 除 去 債 務	223
前 払 費 用	1,945	そ の 他 の 負 債	2,603
未 収 収 益	7,177	賞 与 引 当 金	551
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	846	退 職 給 付 引 当 金	1,343
金 融 派 生 商 品	15,421	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	11
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	20,631	支 払 承 諾	9,533
そ の 他 の 資 産	184,893	負 債 の 部 合 計	11,484,965
有 形 固 定 資 産	2,351	(純 資 産 の 部)	
建 物	392	資 本 金	25,954
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,958	資 本 剰 余 金	3,880
無 形 固 定 資 産	15,272	資 本 準 備 金	2,468
ソ フ ト ウ ェ ア	10,860	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,412
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	4,411	利 益 剰 余 金	186,517
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	186,517
繰 延 税 金 資 産	6,715	繰 越 利 益 剰 余 金	186,517
支 払 承 諾 見 返	9,533	株 主 資 本 合 計	216,352
貸 倒 引 当 金	△2,036	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△7,069
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△12
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△7,082
		純 資 産 の 部 合 計	209,270
資 産 の 部 合 計	11,694,235	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,694,235



## 損 益 計 算 書

自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	117,670
資 金 運 用 収 益	67,631
貸 出 金 利 息	47,933
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,866
コ ー ル ロ ー ン 利 息	0
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	45
預 け 金 利 息	301
そ の 他 の 受 入 利 息	17,484
役 務 取 引 等 収 益	41,016
受 入 為 替 手 数 料	8,383
そ の 他 の 役 務 収 益	32,632
そ の 他 業 務 収 益	8,405
外 国 為 替 売 買 益	5,268
国 債 等 債 券 売 却 益	13
金 融 派 生 商 品 収 益	3,123
そ の 他 の 業 務 収 益	-
そ の 他 経 常 収 益	617
償 却 債 権 取 立 益	11
そ の 他 の 経 常 収 益	605
経 常 費 用	77,089
資 金 調 達 費 用	5,628
預 金 利 息	4,780
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	545
そ の 他 の 支 払 利 息	302
役 務 取 引 等 費 用	33,154
支 払 為 替 手 数 料	3,594
そ の 他 の 役 務 費 用	29,560
そ の 他 業 務 費 用	3
そ の 他 業 務 経 費 用	35,850
そ の 他 経 常 費 用	2,452
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,071
貸 出 金 償 却	238
そ の 他 の 経 常 費 用	1,142
経 常 利 益	40,581
特 別 利 益	-
特 別 損 失	0
固 定 資 産 処 分 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	40,580
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,289
法 人 税 等 調 整 額	△782
法 人 税 等 合 計	12,507
当 期 純 利 益	28,073

## 株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価 ・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰 余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	25,954	2,468	—	2,468	158,444	158,444	186,866	△3,383	9	△3,373	183,492
当期変動額											
会社分割による増加	—	—	1,412	1,412	—	—	1,412	—	—	—	1,412
当期純利益	—	—	—	—	28,073	28,073	28,073	—	—	—	28,073
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	△3,685	△22	△3,708	△3,708
当期変動額合計	—	—	1,412	1,412	28,073	28,073	29,485	△3,685	△22	△3,708	25,777
当期末残高	25,954	2,468	1,412	3,880	186,517	186,517	216,352	△7,069	△12	△7,082	209,270

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～18年

その他：2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は145百万円であります。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として1年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

##### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 6. 重要な収益及び費用の計上基準

### (1) 収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約毎に識別した履行義務の充足状況に基づき連結損益計算書に認識しております。その主なものは役員取引等収益であり、大別して、為替預金業務、住宅ローン取扱業務、カード決済業務、toto宝くじ販売業務、その他の業務から構成されております。

### (2) 主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益は、収益認識の時期の決定に重要な影響を与える項目である履行義務の充足時期を以下の通り判定しており、それぞれの経済実態を忠実に表現する収益認識方法となっております。

取引の対価は取引時点で現金決済するものが大宗であり、それ以外の取引から認識した債権についても、1年内の回収を原則としております。

為替預金業務のうち、為替業務収益は、主として送金・振込手数料から構成され、決済時点で認識しております。また預金業務収益は、主としてATM利用料、定期的な口座管理サービス手数料から構成され、ATM利用料は取引実行時点で認識、定期的な口座管理サービス手数料はサービス提供期間にわたって認識しております。

住宅ローン取扱業務に関連する収益は、主として住宅ローン及び投資用マンションローンの取扱いに係る事務手数料であり、関連するサービスが提供された時点で認識しております。

カード決済業務に関連する収益は、主としてデビットカード決済手数料及びその他カード関連業務収益から構成され、デビットカード決済手数料は決済時点で認識、その他カード関連業務収益は、サービス提供期間にわたって認識しております。

toto及び宝くじ販売業務に関連する収益は、主にtoto及び宝くじの販売受取手数料であり、toto及び宝くじの販売の対価として収受し、主に顧客との取引日の時点で認識しております。

その他の業務に関連する収益には、広告掲載受取手数料、アフィリエイト受取手数料等が含まれており、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約、通貨スワップ
- ・ヘッジ対象…外貨建有価証券、外貨建定期預金に係る未履行の確定契約

### ③ ヘッジ方針

行内規程に基づき、市場リスク等をヘッジしております。

### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。ただし、金利スワップの特例処理の要件に該当する場合は、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

なお、当行の一部の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 8. 連結納税制度の適用

当行は、楽天グループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

## 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額 貸倒引当金 2,036百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

#### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

#### ③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 金融商品の時価

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

連結計算書類 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載した金額をご参照ください。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載した内容をご参照ください。

## 追加情報

### 第三者割当による新株の発行

当行は、2023年3月22日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行う第三者割当の方法によるオーバーアロットメントによる当行株式売出しに関連して、下記の通り同社を割当先とする第三者割当増資による新株の発行を決議いたしました。

(1) 募集方法	第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
(2) 募集株式の種類及び数	当行普通株式 4,463,000株
(3) 割当価格	1株につき 1,330円
(4) 資本組入額の額	1株につき 665円
(5) 割当価格の総額	5,935百万円
(6) 資本組入額の総額	2,967百万円
(7) 払込期日	2023年5月24日
(8) 割当先	大和証券株式会社
(9) 資金の用途	全額運転資金に充当する予定であり、当行の自己資本の充実を図り、個人・法人顧客向けローンの拡大と金銭債権を中心とした多様な運用商品等の積み上げに活用する予定であります。

### グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当行は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。ま

た、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

#### 注記事項

##### （貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額 19,403百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は517,655百万円であります。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	1,102百万円
三月以上延滞債権額	618百万円
貸出条件緩和債権額	473百万円
合計額	2,193百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	876,010百万円
貸出金	1,271,241百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	2,277,400百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券1,709百万円を差し入れております。

また、先物取引差入証拠金846百万円、金融商品等差入担保金20,631百万円、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金167,353百万円及び保証金13,903百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、604,671百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが596,214百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 3,277百万円
7. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	10,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	10,000百万円

- 8. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額はあります。
- 9. 親会社株式の金額 一百万円
- 10. 関係会社に対する金銭債権総額 260,031百万円
- 11. 関係会社に対する金銭債務総額 299,010百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	665百万円
役員取引等に係る収益総額	1,087百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	11百万円
その他の取引に係る収益総額	一百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役員取引等に係る費用総額	一百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	15,921百万円
その他の取引に係る費用総額	0百万円

2. 関連当事者との取引

- (1) 親会社及び法人主要株主等
- 該当事項はありません。

## (2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当 事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
子会社	合同会社スー パ トラスト1	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △60 51,962	短期社債 買入金銭債権	12,968 —
	合同会社スー パ トラスト2	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △26 64,970	短期社債 買入金銭債権	12,999 —
	合同会社スー パ トラスト3	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △29 64,971	短期社債 買入金銭債権	12,996 —
	合同会社スー パ トラスト4	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △28 51,963	短期社債 買入金銭債権	12,993 —
	合同会社スー パ トラスト5	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △28 51,953	短期社債 買入金銭債権	12,990 —
	合同会社スー パ トラスト6	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △28 64,955	短期社債 買入金銭債権	12,987 —
	合同会社スー パ トラスト7	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △27 64,948	短期社債 買入金銭債権	12,985 —
	合同会社スー パ トラスト8	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △29 64,946	短期社債 買入金銭債権	12,981 —
	合同会社スー パ トラスト9	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △30 51,967	短期社債 買入金銭債権	12,977 —
	合同会社スー パ トラスト10	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △60 51,964	短期社債 買入金銭債権	12,971 —
	合同会社スー パ トラスト11	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △60 51,956	短期社債 買入金銭債権	12,967 —
	合同会社スー パ トラスト12	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △27 38,969	短期社債 買入金銭債権	12,998 —
	合同会社スー パ トラスト13	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △28 64,965	短期社債 買入金銭債権	12,995 —
	合同会社スー パ トラスト14	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △29 51,962	短期社債 買入金銭債権	12,992 —
	合同会社スー パ トラスト15	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △28 51,962	短期社債 買入金銭債権	12,989 —
	合同会社スー パ トラスト16	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △28 64,950	短期社債 買入金銭債権	12,986 —
	合同会社スー パ トラスト17	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △28 64,953	短期社債 買入金銭債権	12,983 —
	合同会社スー パ トラスト18	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △28 64,946	短期社債 買入金銭債権	12,980 —
	合同会社スー パ トラスト19	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △31 38,966	短期社債 買入金銭債権	12,975 —
	合同会社スー パ トラスト20	直接 100.0%	出資 役員 の兼 任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △61 51,957	短期社債 買入金銭債権	12,970 —

(注) (※1) CPの引受けの取引金額は純額を表示しております。



## (3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
親会社の子会社	楽天カード株式会社	—	債務保証、業務委託、集金代行 他	受益権の引受け	※2 398,665	買入金銭債権	※1 1,822,100
				個人ローン債権に対する被保証残高	233,990	—	—
				保証料の支払	※3 13,557	—	—
				代位弁済受入額	9,777	—	—
				受益権の受取利息	※1 13,692	未収利息	※1 1,623

(注) (※1) 取引条件は、一般の市場情勢を勘案し楽天カード株式会社と協議の上、決定しております。

(※2) 受益権の引受けの取引金額は純額を表示しております。

(※3) 保証料は、一般に採用される保証料率を勘案し楽天カード株式会社と協議の上、決定しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	29,976	30,004	27
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	29,976	30,004	27
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	488,422	482,798	△5,623
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	3,652	3,544	△107
	その他	—	—	—
	小計	492,074	486,343	△5,731
合計		522,051	516,347	△5,703

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	18,371
関連法人等株式	—
関係会社出資金	1,032
合計	19,403

4. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	12,505	12,466	39
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	12,505	12,466	39
	その他	78,573	78,522	51
	小計	91,079	90,989	90
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	1,430	1,430	—
	債券	407,392	410,924	△3,532
	国債	121,912	124,475	△2,563
	地方債	—	—	—
	短期社債	259,692	259,692	—
	社債	25,787	26,757	△969
	その他	85,899	92,647	△6,747
	小計	494,721	505,001	△10,280
合計	585,801	595,991	△10,189	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	—
その他の証券	7
出資金	600
合計	608

その他の証券及び出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	166,696	13	3
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	166,696	13	3
その他	—	—	—
合計	166,696	13	3

7. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	623	百万円
貸倒損失	342	
税務上の減価償却超過額	398	
有価証券等償却	189	
退職給付引当金	411	
その他有価証券評価差額金	3,120	
その他	1,753	
繰延税金資産小計	6,839	
評価性引当額	—	
繰延税金資産合計	6,839	
繰延税金負債		
会社分割に伴う関係会社株式差額	124	
繰延税金負債合計	124	
繰延税金資産との相殺	△124	
繰延税金資産の純額	6,715	

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,272円44銭
1株当たりの当期純利益金額	170円69銭

(重要な後発事象)

公募による新株の発行

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2023年4月21日に同取引所プライム市場に株式上場いたしました。上場にあたり、2023年3月22日開催の取締役会において、下記の通り募集株式の発行について決議し、2023年4月20日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	一般募集(ブックビルディング方式による募集)
(2) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 5,555,500株
(3) 発行価格	1株につき 1,400円
(4) 引受価格	1株につき 1,330円
(5) 資本組入額	1株につき 665円
(6) 引受価格の総額	7,388百万円
(7) 資本組入額の総額	3,694百万円
(8) 払込期日	2023年4月20日
(9) 資金の使途	全額運転資金に充当する予定であり、当行の自己資本の充実を図り、個人・法人顧客向けローンの拡大と金銭債権を中心とした多様な運用商品等の積み上げに活用する予定であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

楽 天 銀 行 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 信 彦  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、楽天銀行株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

楽 天 銀 行 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 信 彦  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天銀行株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役はそれに従って監査を実施すると共に、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程等の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、三様監査などの機会に会計監査人と情報共有を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項並びに当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

楽天銀行株式会社 監査役会

常勤監査役	鹿 戸 丈 夫
監査役	梶 本 繁 昌
監査役	山 田 眞之助
監査役	柴 野 忠 道

(注) 監査役の梶本繁昌、山田眞之助、柴野忠道は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。